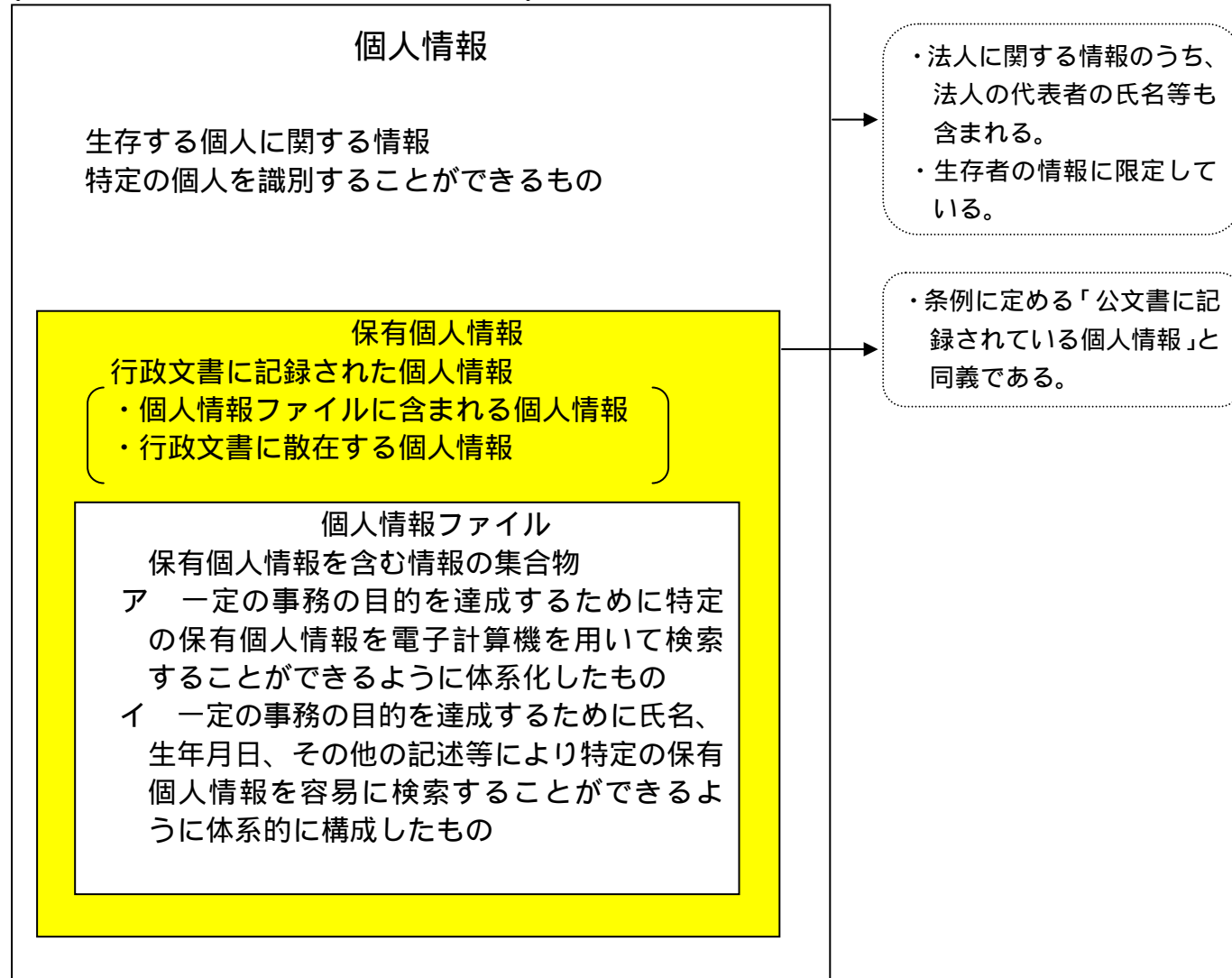


行政機関法及び個人情報保護条例の主な取扱規定等の対象の比較

検討資料 7

(行政機関法に規定する定義規定の整理)



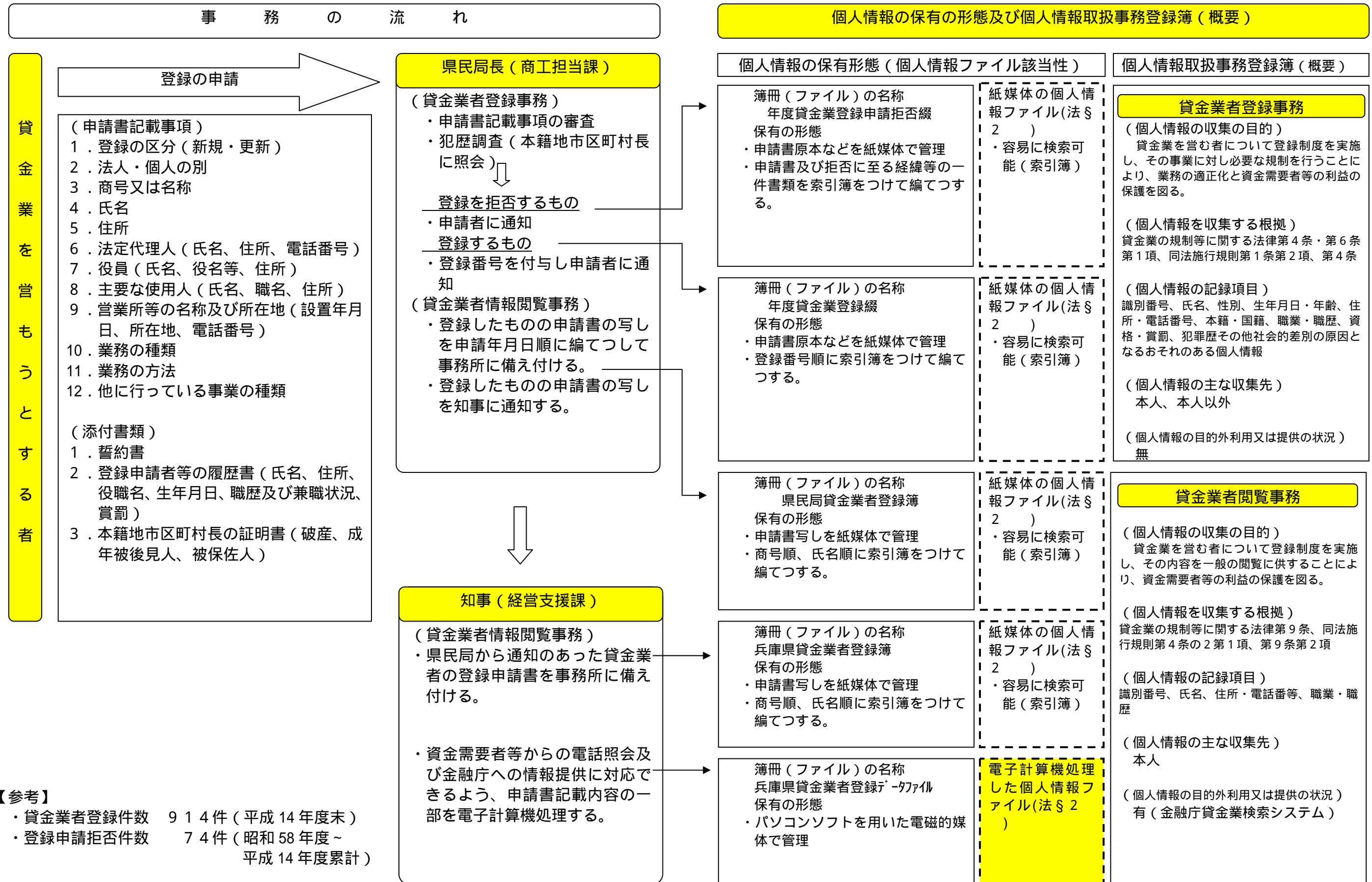
保有個人情報
 保有個人情報は、保有、利用及び提供制限並びに開示請求その他の国民の権利に関する規定の対象となる範囲を確定している。
 なお、ファイル化されないで行政文書に散在的に記録されている個人情報については、その検索の困難性、本人に関する情報とそれ以外の情報との境界の不明確性等の問題があり、制度化に当たっては、実態に即した仕組みとする必要があるとしている。
個人情報ファイル
 個人情報は、それが体系的に構成されている場合、その有用性が高まるとともに、反面、個人の権利利益を損なうおそれも増大する。このため、特に、電算処理した「個人情報ファイル」にあつては、保有にあたり総務大臣への事前通知を要するほか、罰則の構成要件とするなど、厳格な管理の対象とすることとした。

(行政機関法及び個人情報保護条例の主な取扱規定等の対象の比較)

	行政機関法	個人情報保護条例	評価等	
取 扱 規 定	保有の制限 (収集の制限)	法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限る(§3)	個人情報取扱事務(=所掌事務)の目的を達成するために必要な範囲内(§6)	対象は同じ。
	利用提供の制限	保有個人情報(§8)	・目的による制限 収集した個人情報(§7) ・オンライン結合 保有する個人情報(§8)	条例は公文書に記録されている個人情報に限定していない。条例の規定を維持する。
適 正 管 理	提供を受けるものに対する措置要求	保有個人情報(§9)	個人情報(§9)	
	正確性の確保	保有個人情報(§5)	個人情報(§10)	
フ ァ ィ ル 簿 等	安全確保の措置	保有個人情報(§6)	個人情報(§10)	
	個人情報ファイルの保有等に関する事前通知	電算処理した個人情報ファイル(§10)	規定なし。	条例規定を措置する。
県 民 等 の 権 利 等	個人情報ファイル簿の作成及び公表	個人情報ファイル(§11)	個人情報取扱事務(§13)	対象は同じ。
	開示請求権	保有個人情報(§12)	公文書に記録されている個人情報(§14)	対象は同じ。
	訂正請求権	開示を受けた保有個人情報(§27)	開示を受けた個人情報(§21)	対象は同じ。
職 員 の 義 務 ・ 罰 則 等	利用停止請求権(是正の申出)	開示を受けた保有個人情報(§36)	個人情報(§27)	条例規定を措置する。
	苦情処理	個人情報(§48)	個人情報(§28)	対象は同じ。
職 員 の 義 務 ・ 罰 則 等	従業者の義務	業務に関して知り得た個人情報の内容(§7)	職務上知ることのできた個人情報(§11)	対象は同じ。
	行政機関法第53条	個人の秘密に属する事項が記録された電子処理した個人情報ファイル	規定なし。	条例規定を措置する。
	行政機関法第54条	業務に関して知り得た保有個人情報	規定なし。	同上。
	行政機関法第55条	個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録	規定なし。	同上。

個人情報取扱事務の具体例（貸金業者登録事務及び貸金業者情報閲覧事務）

検討資料 8 - 1



【参考】

- ・貸金業者登録件数 914件（平成14年度末）
- ・登録申請拒否件数 74件（昭和58年度～平成14年度累計）

○ 貸金業者登録申請書

※ 登録番号	財務(支)局長 () 第 号(年 月 日)	
従前の登録番号	財務(支)局長 () 第 号(年 月 日)	
1. 登録の区分	新規	更新
2. 法人・個人の別	法人	個人
3. 商号又は名称 (ふりがな)		
4. 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)		
5. 住所 (郵便番号)	電話番号() -	
6. 法定代理人 (ふりがな)	氏名	
	住所 (郵便番号)	
	電話番号() -	
7. 役員 (ふりがな)	役名等	住所
氏名		

8. 令第3条に規定する使用人

(ふりがな) 氏名	職名	住所

9. 営業所等の名称及び所在地

名称 (設置年月日)	所在地
(主たる営業所又は事務所) (年 月 日)	電話番号() -
(従たる営業所又は事務所) (年 月 日)	電話番号() -

10. 業務の種類

1. 金銭の貸付け

- (1) 手形貸付
- (2) 証書貸付
- (3) 手形の割引
- (4) 売渡担保
- (5) その他 (具体的に記載すること)

11. 業務の方法

1. 貸付けの相手方

- (1) 消費者金融、事業者向け金融の別
イ. 消費者金融 ロ. 事業者向け金融
- (2) 日賦貸金業の場合は、相手方の業種及び常用従業員数
イ. 相手方の業種 _____ ロ. 常用従業員数 _____ 人

12. 他にしている事業の種類

○ 兵庫県貸金業者登録データファイル

申請基本情報

役員情報

所管	<input type="checkbox"/>
回数	<input type="checkbox"/>
番号	<input type="checkbox"/>
登録年月日	<input type="checkbox"/>
新規・更新/別	<input type="checkbox"/>
法人・個人/別	<input type="checkbox"/>
商号のフガナ	<input type="checkbox"/>
商号又は名称	<input type="checkbox"/>
氏名のフガナ	<input type="checkbox"/>
代表者名	<input type="checkbox"/>
郵便番号	<input type="checkbox"/>
住所	<input type="checkbox"/>
電話番号	<input type="checkbox"/>
本店住所	<input type="checkbox"/>

営業所情報

登録番号1	<input type="checkbox"/>
所管	<input type="checkbox"/>
回数	<input type="checkbox"/>
登録年月日	<input type="checkbox"/>
ふりがな	<input type="checkbox"/>
商号及び名称	<input type="checkbox"/>
代表者名	<input type="checkbox"/>
営業所名	<input type="checkbox"/>
コード	<input type="checkbox"/>
サブコード	<input type="checkbox"/>
郵便番号	<input type="checkbox"/>
営業所在地1	<input type="checkbox"/>
電話番号	<input type="checkbox"/>

登録番号	<input type="checkbox"/>
所管	<input type="checkbox"/>
商号及び名称	<input type="checkbox"/>
ふりがな	<input type="checkbox"/>
氏名	<input type="checkbox"/>
役名等	<input type="checkbox"/>
住所	<input type="checkbox"/>
ふりがな1	<input type="checkbox"/>
氏名1	<input type="checkbox"/>
役名等1	<input type="checkbox"/>
住所1	<input type="checkbox"/>
ふりがな2	<input type="checkbox"/>
氏名2	<input type="checkbox"/>
役名等2	<input type="checkbox"/>
住所2	<input type="checkbox"/>
ふりがな3	<input type="checkbox"/>
氏名3	<input type="checkbox"/>
役名等3	<input type="checkbox"/>
住所3	<input type="checkbox"/>
ふりがな4	<input type="checkbox"/>
氏名4	<input type="checkbox"/>
役名等4	<input type="checkbox"/>
住所4	<input type="checkbox"/>
ふりがな5	<input type="checkbox"/>
氏名5	<input type="checkbox"/>
役名等5	<input type="checkbox"/>
住所5	<input type="checkbox"/>

個人情報取扱事務登録簿の例

貸金業者登録事務				
様式第1号(第3条関係)				
個人情報取扱事務登録簿				
個人情報取扱事務の区分	<input type="checkbox"/> 共通 <input type="checkbox"/> 固有			
個人情報取扱事務を 所管する組織の名称	登録	産業労働部 商工労働局 経営支援課 (担当係: 信用保証係 内線: 3545 番)	登録年月日 平成 9年4月1日	
	保有	各県民局商工課	変更年月日 平成14年4月1日	
個人情報取扱事務の名称	貸金業者登録事務			
個人情報を収集する目的	貸金業者を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、業務の適正化と資金需要者等の利益を図る。			
個人情報を収集する根拠	貸金業の規制等に関する法律第4条、第6条第1項、貸金業の規制等に関する法律施行規則第1条第2項、第4条			
個人情報の対象者の範囲	貸金業を営む者			
個人情報 の 記 録 目 録	基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号	<input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 親族関係		
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/> 所属団体	<input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 公的扶助
	思想等	<input type="checkbox"/> 思想、信教及び信条に関する個人情報 <input type="checkbox"/> 病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報 <input type="checkbox"/> 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報		
	収集の根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 審議会意見 法令等の名称 「個人情報を収集する根拠」のとおり。		
その他				
個人情報の主な収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(条例第6条第3項 2 号) 本人以外の区分 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人・民間団体 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> その他 ()			
個人情報の目的外利用 又は提供の状況	<input type="checkbox"/> 有 (条例第7条第 第 4 項) <input type="checkbox"/> 無 利用又は提供先 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人・民間団体 <input type="checkbox"/> その他 ()			
個人情報の電子計算機 処理の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 オンライン 結合による提供の 状況 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 根 拠 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 審議会意見 法令等の名称			
委託の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 委託の内容			
備考				

貸金業者閲覧事務				
様式第1号(第3条関係)				
個人情報取扱事務登録簿				
個人情報取扱事務の区分	<input type="checkbox"/> 共通 <input type="checkbox"/> 固有			
個人情報取扱事務を 所管する組織の名称	登録	産業労働部 商工労働局 経営支援課 (担当係: 信用保証係 内線: 3545 番)	登録年月日 平成 9年4月1日	
	保有	各県民局商工課及び経営支援課	変更年月日 平成14年4月1日	
個人情報取扱事務の名称	貸金業者閲覧事務			
個人情報を収集する目的	貸金業者を営む者について登録制度を実施し、その内容を一般の閲覧に供することにより、資金需要者等の利益の保護を図る。			
個人情報を収集する根拠	貸金業の規制等に関する法律第9条、貸金業の規制等に関する法律施行規則第4条の2第1項、第9条第2項			
個人情報の対象者の範囲	貸金業を営む者			
個人情報 の 記 録 目 録	基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号	<input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 親族関係		
	社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/> 所属団体	<input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 公的扶助
	思想等	<input type="checkbox"/> 思想、信教及び信条に関する個人情報 <input type="checkbox"/> 病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報 <input type="checkbox"/> 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報		
	収集の根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 審議会意見 法令等の名称		
その他				
個人情報の主な収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(条例第6条第3項 号) 本人以外の区分 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人・民間団体 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> その他 ()			
個人情報の目的外利用 又は提供の状況	<input type="checkbox"/> 有 (条例第7条第 第 4 項) <input type="checkbox"/> 無 利用又は提供先 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 私人・民間団体 <input type="checkbox"/> その他 ()			
個人情報の電子計算機 処理の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 オンライン 結合による提供の 状況 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 根 拠 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 審議会意見 法令等の名称			
委託の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 委託の内容			
備考				

○ 現行行政機関法に基づく個人情報ファイルの例

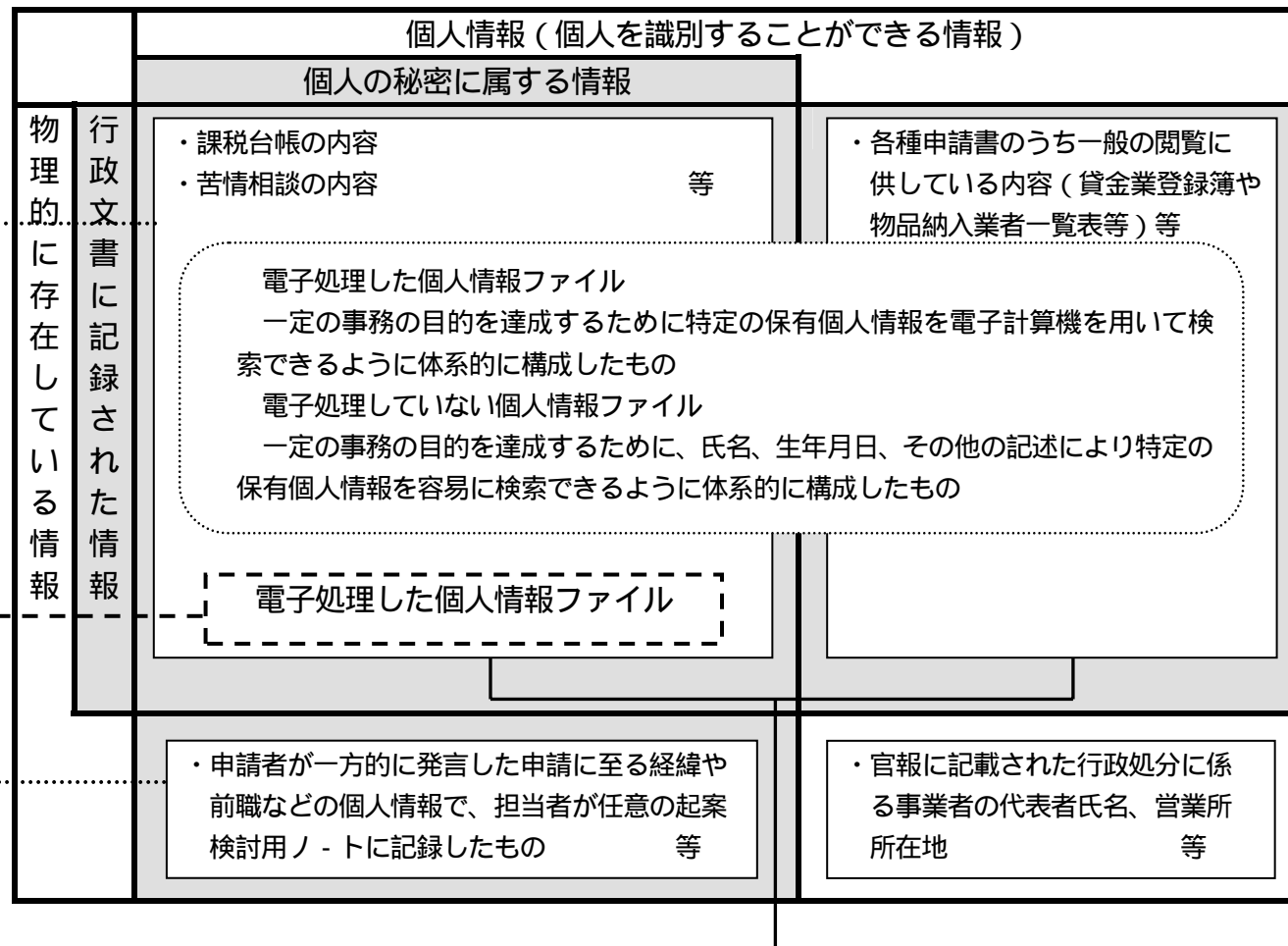
個人情報ファイルの名称	恩給等受給者データベース
保有機関の名称	総務省
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	人事・恩給局総務課、恩給企画課、恩給経理課、恩給審査課、扶助料審査課、恩給業務課
ファイル保有目的	恩給及び国会議員の互助年金（以下「恩給等」という。）の裁定、年額改定及び統計作成に使用する。 恩給等受給権調査に使用する。 高額所得がある場合の恩給等の停止に使用する。 恩給等の支給に使用する。
ファイル記録項目	1 証書記号番号、2 氏名、3 生年月日、4 続柄、5 退職当時の階級、6 退職年月日、7 在職年数、8 実在職年、9 加算年、10 基礎在職年数、11 算出率、12 除算年、13 前証書記号番号、14 前証書廃止年月日、15 前証書廃止事由、16 給与起算初月、17 公務員の死亡年月日、18 支給局番号、19 職権改定年度、20 恩給等支給開始年月、21 恩給等支給終了年月、22 恩給等年額、23 家族加給者の氏名、24 家族加給者の員数、25 家族加給者の続柄、26 家族加給者の生年月日、27 関連併給恩給等記号番号、28 障害の程度、29 前恩給等の障害の程度、30 同順位者の員数、31 同順位者の生年月日、32 他の公的年金受給の有無、33 特別加給率、34 住所、35 支払方法、36 貯金通帳記号番号、37 源泉徴収の控除対象配偶者区分、38 扶養親族の人数、39 支給額、40 税額、41 差止事由、42 差押え額、43 充当設定年月日、44 要充当額、45 充当解除年月日、46 定期・随時区分、47 支払額、48 払渡年月日、49 過誤払事由、50 過誤払事由発生日、51 過誤払額、52 失権時給与金額、53 失権時給与金期間
ファイル記録範囲	年金である恩給及び国会議員の互助年金の受給者
処理情報の収集方法	本人からの恩給請求書等、総務省からの年金恩給払済通知等
処理情報の経常的提供先	厚生労働省社会・援護局、総務省郵政事業庁貯金部、国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、平和祈念事業特別基金、四谷税務署長、恩給等受給者の住所所在の市町村の長
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	総務省人事・恩給局恩給企画課 〒162-8022 東京都新宿区若松町19-1
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等	1 から 4 まで、13、16、18、20 から 24 まで、28 から 30 まで、34、35、39、40、42、44、47 及び 51 から 53 までの各ファイル記録項目の内容は、恩給給与規則（大正12年勅令第369号）又は恩給給与細則（昭和28年総理府令67号）の規定により、恩給証書、裁定通知書、支払通知書又は失権時給与金支給決定通知書に記載され、既に本人に交付されている。 1 から 4 まで、16、18、20 から 22 まで、34、35、39、40、42、44、47 及び 51 から 53 までの各ファイル記録項目の内容は、国会議員互助年金法施行令（昭和33年政令第143号）又は国会議員互助年金法施行規則（昭和33年総理府令第41号）の規定により、互助年金証書、互助年金裁定通知書、支払通知書又は失権時給与金支給決定通知書に記載され、既に本人に交付されている。 1 から 3 まで、34 及び 37 から 40 までの各ファイル記録項目の内容は、所得税法（昭和40年法律第33号）及び所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）の規定により、公的年金等の源泉徴収票に記載され、既に本人に交付されている。

旅券管理マスタファイル

個人情報ファイルの名称	旅券管理マスタファイル
保有機関の名称	外務省
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	大臣官房領事移住部旅券課
ファイル保有目的	旅券の発給を受けた者を記録し、旅券の二重発給を防止するために使用する。
ファイル記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 旅券番号、5 発行年月日、6 効力、7 失効等理由、8 原始旅券番号、9 原始発行年月日、10 本籍、11 身長、12 併記者数、13 受理番号、14 再発給理由、15 再発給回数、16 期間満了日（期間限定年月）、17 請求元（公用旅券のみ）、18 別名記載有無、19 非ヘボン有無、20 訂正有無
ファイル記録範囲	現に有効な旅券の発給を受けている者（原則として旅券発行日より5年間）
処理情報の収集方法	旅券法（昭和26年法律第267号）第3条又は第4条に基づく一般旅券発給申請書、公用旅券発給請求書等
処理情報の経常的提供先	都道府県旅券事務担当課（一部情報のみ）及び法務省入国管理局
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	外務大臣官房領事移住部旅券課 〒100 東京都千代田区霞が関2-2-1
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等	7、14、15及び17（公用旅券のみ対象）を除く各ファイル記録項目の内容は、旅券法及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）の規定により旅券冊子面に記載事項等の形で記載され、既に本人に交付されている。

行政機関の職員等による個人情報の取扱いに関して国民の信頼を確保するシステム

行政機関法に定める職員等の義務規定の効果



行政機関法第 7 条
 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第 2 項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不正な目的に利用してはならない。

行政機関の職員にあって、国家公務員法第 98 条 1 項(法令順守義務)に該当するときは、懲戒処分(同法第 82 条)の対象となる。

行政機関法に定める罰則規定の効果

行政機関法第 5 3 条
 個人情報ファイルの不正な提供行為を国家公務員法に定める守秘義務違反に対する科罰の内容よりも重くしている。
 受託事業者の従業者も科罰の対象になる。
 職員が、個人の秘密が記録されているデータベースをフロッピー等の媒体に複写して、業務上必要がない者に提供した場合

行政機関法第 5 4 条
 個人の秘密に属さない個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも科罰の対象になる。
 また、個人の秘密に属する個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用した行為を守秘義務違反に対する科罰の内容よりも重くしている。
 受託事業者の従業者も科罰の対象になる。
 職員が、職務上知り得た他人の氏名・住所・電話番号を名簿業者に売却した場合。

行政機関法第 5 5 条
 個人の秘密に属する事項を専らその職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して収集したときも科罰の対象となり行政機関法第 53 条及び同法第 54 条の予備罪的性格を有する。
 また、例えば、職員自らが行政機関のコンピュータに不正にアクセスして、個人の秘密に属する事項を収集したときなど、刑法第 193 条により科罰に処せられない行為も、この規定の科罰の対象行為となる。
 職員が個人的興味を満たす目的で、自己の職務を装って、他の課に保管されている特定の人に関する健康診断結果や相談内容を複写した場合

	主 体	行 為	量 刑
守秘義務(国家公務員法 109 条)	・職員(その職を退いた後といえども同様とする)	職務上知り得た秘密を漏らすこと。	1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金(国家公務員法第 109 条第 1 項)
行政機関法 第 53 条	・職員若しくは職員であったもの ・受託業務に従事している者若しくは従事していた者	正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子処理した個人情報ファイルを提供したとき	2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
行政機関法 第 54 条	・職員若しくは職員であったもの ・受託業務に従事している者若しくは従事していた者	業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
行政機関法 第 55 条	・行政機関の職員	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したとき	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
刑法第 193 条(公務員職権濫用)	・公務員	職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したとき	2 年以下の懲役又は禁固

全国都道府県・県内市町等の職員等への罰則規定の内容

	罰則規定の内容	評 価
長 崎 県	第 45 条 次の各号のいずれかに該当する者は、 <u>1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金</u> に処する。 (1) 第 3 条第 2 項の規定に違反して個人情報 ^を 他人に知らせ、又は使用した者。 第 3 条 2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報 ^を みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。	いずれの規定も対象情報や行為を見ると、行政機関法第 54 条に規定するものと類似していると考えられる。 なお、行政機関法第 54 条に規定する量刑は <u>1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金</u> である。
姫 路 市	第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、 <u>1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金</u> に処する。 (1) 第 3 条第 2 項の規定に違反して個人的秘密を漏らした者 第 3 条 2 市の職員は、その職務に関して知り得た個人情報 ^を 漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	
宝 塚 市	第 51 条 次の各号のいずれかに該当する者は、 <u>1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金</u> に処する。 (1) 第 13 条の規定に違反して、職務に関して知り得た個人情報 ^を を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用した者 第 13 条 実施機関の職員は、職務に関して知り得た個人情報 ^を を正当な理由なく他の人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。	
川 西 市	第 46 条 次の各号のいずれかに該当する者は、 <u>1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金</u> に処する。 (1) 第 3 条第 2 項の規定に違反して、個人的秘密を漏らした者 第 3 条 2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報 ^{の内容を} みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。	
温 泉 町	第 57 条 第 11 条第 4 項、第 12 条第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の規定に違反して個人情報 ^を を漏らした者は、 <u>1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金</u> に処する。 第 11 条 4 個人情報に係る事務に従事する者及び従事していた者は、その職務上知り得た個人情報 ^を を他に漏らし、又は窃用してはならない。	
名古屋市	第 31 条 実施機関の職員（給与又は報酬が支給されない特別職（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項に規定する特別職をいう。第 34 条において同じ。）の職員を除く。以下この条及び第 33 条において同じ。）若しくは職員であった者又は第 12 条第 3 項に規定する当該処理に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報データファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。 第 32 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報（公文書又は磁気テープ等に記録されているものに限る。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。 第 33 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は磁気テープ等を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。 第 34 条 実施機関の職員（給与又は報酬が支給されない特別職の職員及び設置の根拠となる規定が法令に置かれている特別職の職員を除く。以下この条において同じ。）又は職員であった者が、正当な理由がないのに、職務上知り得た個人の秘密を漏らしたときは、1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金に処する。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。 2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない	行政機関法に規定する罰則と同趣旨である。